

群馬県警察 学生サイバーパトロールコラボレーター 説明資料

令和7年4月

群馬県警察
サイバーセクター

はじめに

目的と任務

委嘱までの流れ

申込方法

年間スケジュール

その他注意事項

サイバー空間には、児童ポルノ画像や規制薬物等の販売に関する違法情報や、違法情報には該当しないものの、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することができない有害情報が氾濫しています。

警察では、サイバーパトロール等により違法情報・有害情報の把握に努めるとともに、違法情報の取締り及び有害情報を端緒とした取締りを推進しています。また、県民の皆さんにセキュリティ意識を広く持っていただくよう、広報啓発活動に努めています。

このような取組の一つとして、ICTの知識に長けた若い世代による防犯活動を通じ、サイバー空間の健全化と利用者の規範意識の向上を図り、安全で安心して利用できるサイバー空間の確保に資するため、平成29年7月「群馬県警察学生サイバーパトロールコラボレーター」を設立し、育成・支援活動を推進しています。

日本経済新聞

サイバー防犯ボランティア、最多9406人 若い世代活躍

2016/3/19 13:19 | 日本経済新聞 電子版

警察庁は19日までに、サイバー空間の防犯活動を担うボランティア団体が2015年末で224団体（前年比12.6%増）、人数が9406人（同25.8%増）となったと発表した。いずれも統計を取り始めた12年以降、過去最多。学生主体の団体が3割強を占め、若い世代が活躍している。

防犯活動は子供向けにインターネットの危険性を説明するサイバー教室の開催や、犯罪につながるサイトを見つけるサイバーパトロールなど。高校生や大学生がクラブやゼミの活動の一環として参加しているという。

一方、街頭での防犯活動を行うボランティア団体は4万8060団体（同1.1%増）、人数は275万8659人（同0.6%減）となった。警察庁は課題として担い手の高齢化などを挙げている。

“コラボレーター”とは

主な意味

協力者、共同者、合作者



目的と任務

コラボレーター設立の目的

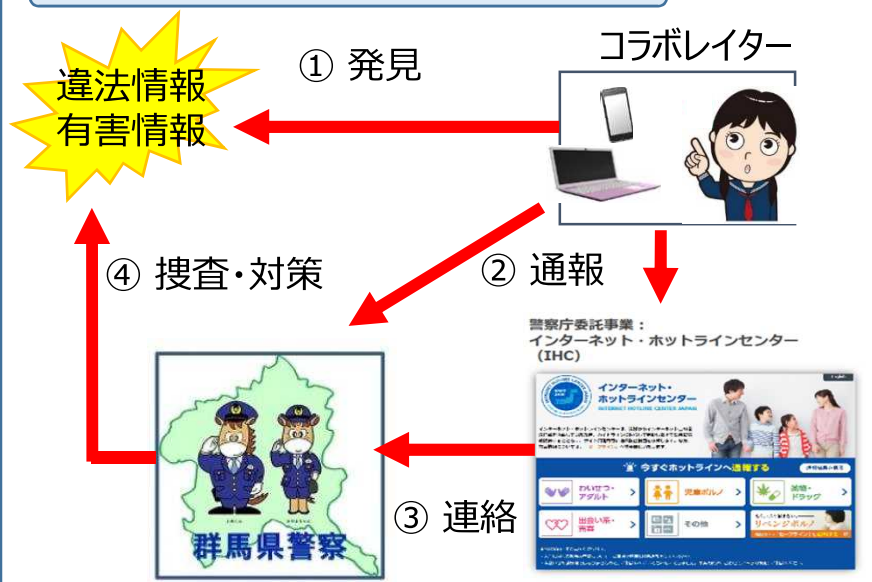
サイバー空間の健全化とサイバー空間における利用者の規範意識の向上を図り、安全で安心して利用できるサイバー空間の確保を目的とする

任 務

- ① インターネットを通じて把握した違法情報及び有害情報の通報に関すること
- ② サイバー犯罪被害防止等に関する広報啓発活動及び教育活動に関すること
- ③ その他サイバー犯罪対策にかかる協力援助等に関すること

活 動 内 容

① 通 報



② 広報啓発活動及び教育活動



イベント等への参加による啓発活動
チラシ、ポスター、Webコンテンツ等の作成



講習会等における講師又は講師補助
講習素材の収集、教材作成

③ そ の 他

- ・ 研修受講
- ・ アンケート回答 等

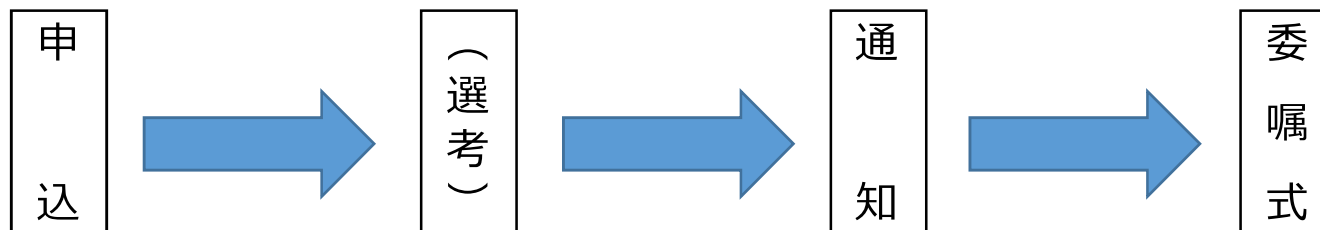
委嘱までの流れ

応募資格

次のすべての要件を満たす方が応募できます

- ☐ 大学、短期大学、高等専門学校又は各種専修学校に在籍する学生であって、群馬県内に居住し、または通学していること
- ☐ 日常的にインターネットを利用し、コラボレーターとして必要なインターネットに関する知識を有していること
- ☐ サイバー空間の防犯活動等に関心を持ち、任務の遂行に熱意を有していること
- ☐ 心身共に健康であり、人格及び行動が模範的であること
- ☐ 群馬県警察本部のボランティアとして活動できること（報酬なし）

委嘱までの手続き



申込方法は次ページ参照

申込者が多数の場合、選考を行います
選考結果は、申込者へご連絡します

各学校等で、委嘱式・研修会を行います
日時は別途連絡します

募集期間

募集期間：令和7年4月1日（火）～令和7年5月9日（金）

※各校5名程度の募集を予定

申込方法



郵送による場合

申込書に必要事項を記入し、郵送してください。なお、封筒の表に「コラボレイター申込」と赤で書いてください。

【郵送先】 〒371-8580 前橋市大手町一丁目1-1
群馬県警察サイバーセンター

メールによる場合

必要事項を記入した申込書を添付するか、必要事項を本文に記載してメール送信してください。

【送信先アドレス】 `cpc@police.pref.gunma.jp`

【件名】 コラボレイター申込

【本文】 必要事項

- ・ 学校名、学科、学年
- ・ 氏名（ふりがな）、生年月日、性別、住所、電話番号
- ・ 保護者の氏名（ふりがな）、本人との続柄、住所、電話番号
- ・ インターネットをする端末の種類（スマホ／パソコン／タブレット）
同 OS（iOS／Android／Windows／Mac／Linux／その他）
同 ウイルス対策ソフトの名前

※ 申込書を添付する場合、本文への必要事項の記載は不要です。

年間スケジュール（令和6年度）



令和6年度スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 申込期間	選考 →	● 委嘱式 研修会	● チャレンジカップ	● コラボレーター 研修会	● コンクール 募集開始	● 意見交換会 C P C 講話 広報啓発	● 広報啓発		● チャレンジ マラソン	● 表彰式	● 講習
← - - - - - サイバーパトロール - - - - - →											

- R 6. 6 月 委嘱式＋街頭活動：県警本部で委嘱式を実施後、前橋駅においてチラシを配る等啓発活動実施
学校別研修会：各学校にて I H C への通報要領等に関する研修会を実施
- R 6. 7 月 フィッシングサイト撲滅チャレンジカップ：フィッシングサイトのテイクダウン活動に参加、入賞者へ感謝状を贈呈
- R 6. 8 月 外部講師による講話＋C T F 大会：(株) N T T データによる講話を聴講、C T F への挑戦。
- R 6. 9 月 情報リテラシーツールコンクール：広報啓発用ツールコンクールの作品募集開始
- R 6. 10 月 全国ボランティア意見交換会：警察庁主催のオンライン会議の聴講
コラボレーターによる情報モラル講話：群馬大学共同教育学部附属小学校において実施
広報啓発活動：イオンモール太田
- R 6. 11 月 広報啓発活動：ウニクス高崎にて実施
- R 7. 1 月 フィッシングサイト撲滅チャレンジマラソン参加：チャレンジカップを長期的にしたもの
- R 7. 2 月 コンクール表彰式＋サイバーパトロール：情報リテラシーツールコンクールの受賞者を表彰、I H C 通報
- R 7. 3 月 中学生に対する講習：(株) ラックの情報リテラシーカードゲームを使用し、共愛学園中学校で講習実施

・サイバーパトロール：年間を通じて日常生活や学校（グループ）単位でのサイバーパトロールを実施。

年間スケジュール（令和7年度予定）



任期： 委嘱式の日 ～ 令和8年3月31日

令和7年度スケジュール（予定）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 申込期間	→ 選考	● 委嘱式 研修会	■ その他活動	▲ コラボレーター 研修会	● リテラシーツール コンクール 募集	▲ 広報啓発	■ その他活動	■ その他活動	■ その他活動	▲ 活動 イベント	
★ 5/9 募集締切											
サイバーパトロール											

★R7.5.9日 令和7年度コラボレーター募集締切

●R7.6月 委嘱式： 県警本部で委嘱式を実施し、各学校にて研修会を予定

▲R7.8月 コラボレーター研修会：サイバー犯罪に対する教養、サイバー犯罪対策技能向上に向けた講習

●R7.9月 情報リテラシーツールコンクール：広報啓発用ツールコンクールの募集開始

▲R7.10月 広報啓発活動：昨年同様、イオンモール太田、ウニクス高崎で実施予定

▲R8.2月 イベント：サイバーセキュリティ月間の広報啓発

■その他活動 広報活動：各学校の学園祭などの開催にあたり、啓発用チラシ配布などの活動を行います。

講習会補助：小・中学校にて情報モラル講習会を行います。

サイバーパトロール：年間を通じて日常生活や学校（グループ）単位でのサイバーパトロールをお願いします。

チャレンジカップ：J C 3 独自ツール「Predator」を使い、フィッシングサイトの情報提供や削除申請を実施

- ・活動は、学校生活に支障のない範囲で考えていますが、積極的な行動をお願いします。
- ・その他に、メールによるアンケートや情勢に応じた広報啓発活動・教育活動をお願いすることがあります。
- ・本人の希望に応じて、再委嘱も可能です。また、違法・有害情報の通報件数や広報啓発活動への参加等活動実績が良好なコラボレーターへは表彰も行います。

その他注意事項

【報酬】

コラボレイターの活動は、無報酬です。

プロバイダ・回線料金等コラボレイターの活動に係る料金は自己負担とさせていただきます。

【遵守事項】

コラボレイターは、任務の遂行を通じて知り得た秘密を漏らしてはいけません。解嘱後も同様とします。

コラボレイターは、特別の権限が付与されたものではないので、その活動に当たっては、関係者の正当な権利及び自由を侵害してはいけません。

【解嘱】

次の場合、コラボレイターを解嘱することがあります。

- ・ 応募要件を満たさなくなったとき（退学など）
- ・ 遵守事項に違反した場合その他コラボレイターとしての任務を遂行するのに適さない事由が発生した場合
- ・ コラボレイター自ら解嘱の申出があった場合

【その他】

被害等の未然防止のため、広報啓発活動及び教育活動は警察職員と共に行います。